

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法に則り、広く知識を授け人格の陶冶に努めるとともに、広く社会科学に関する学問を研究教授し、もって産業の興隆と文化の発展に寄与すべき優秀な人材を養成することを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本学は、流通経済大学と称する。

### (自己点検および評価等)

第 2 条の 2 本学は、その研究教育水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検および評価を行い教育研究活動の改善および充実に努めるものとする。

2 前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

### (認証評価)

第 2 条の 3 本学は、前条に定める自己点検および評価の結果について、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

### (認証評価室)

第 2 条の 4 本学に、教育研究等の活動状況について自己点検及び評価の実施並びにその取り組みを行うため、認証評価室を置く。

2 前項の評価室に関する規則は、別に定める。

### (情報公開)

第 2 条の 5 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

### (位置)

第 3 条 本学は、茨城県龍ヶ崎市字平畑 120 番地に位置する。

## 第2章 学部、学科の組織および修業年限

(学部および学科)

第4条 本学に次の学部および学科を置く。

経済学部	経済学科 経営学科
社会学部	社会学科 国際観光学科
流通情報学部	流通情報学科
法学部	ビジネス法学科 自治行政学科
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科 <b>スポーツコミュニケーション学科</b>

(学部および学科の目的)

第4条の2 本学は、学部および学科の目的を次のとおり定める。

経済学部	<p>経済学部では、経済学や経営学の専門知識を基礎に、広い国際的視野と的確な情報処理能力をそなえた教養ある人材の養成を目的とする。</p> <p>経済学科では、経済・社会情勢を的確に見極めるための基礎知識を持ち、実践の場においてこれを応用できる人材の養成を目的とする。</p> <p>経営学科では、経営学全般の基礎的理論の修得をはかり、さらに実践的教育をほどこすことを通して現場の多様な課題に対応できるスペシャリストの養成を目的とする。</p>
社会学部	<p>社会学部では、社会的な素養を十分に身に付けた高度の教養人の養成を目的とする。</p> <p>社会学科では、産業、社会、文化、地域、教育、福祉等にかかわる諸問題に適切に対応しうる実証的な思考能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする。</p> <p>国際観光学科では、観光にかかわる生活、産業、社会、文化などの分野で、柔軟な思考能力と専門的な知識を備えて活躍する国際的人材の養成を目的とする。</p>
流通情報学部	<p>流通情報学部では、情報科学と流通科学との有機的統合をはかり、情報社会における流通の高度化に寄与する人材の養成を目的とする。</p> <p>流通情報学科では、ロジスティクスの考え方を核として、広い視野を持って経済・社会システムをデザインすることができる人材の養成を目的とする。</p>
法学部	<p>法学部では、法律の知識に基づく論理的思考やバランス感覚を身に付け、幅広く奥行きのある教養と人間性をも備えた人材の養成を目的とする。</p> <p>ビジネス法学科では、企業活動における法令遵守や企業統治の現代的意義を深く理解し、ビジネス界で実践できる人材の養成を目的とする。</p> <p>自治行政学科では、地方自治を担う人材を養成すべく、専門的法律や政治・行政について理解し、地方自治に関わる分野で、法的思考力や政策形成能力を発揮できる人材の養成を目的とする。</p>
スポーツ健康科学部	<p>スポーツ健康科学部では、スポーツと健康の領域に関して、人間力と生命の尊厳を柱に多様な経験と専門的知識をもって諸問題を積極的に解決できる人材の養成を目的とする。</p> <p>スポーツ健康科学科では、スポーツの競技力向上、青少年から高齢者にいたる健康の維持・増進活動、学校教育や社会教育の推進に寄与できる人材の養成を目的とする。</p> <p><b>スポーツコミュニケーション学科では、スポーツをする・みる・ささえる人材のみでなく、広く社会一般においてスポーツから得た高度なコミュニケーション能力を活用できる人材の養成を目的とする。</b></p>

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、休学期間を除き、在学年数は、8年を超えることができない。

### 第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第6条 春学期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋学期入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、春学期の終了日および秋学期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第8条 定期休業は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日(11月1日)

(4) 夏季休業 7月下旬から9月下旬の間で、学長が別に定める期間

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬の間で、学長が別に定める期間

(6) 春季休業 2月上旬から3月下旬の間で、学長が別に定める期間

(休業日の変更)

第9条 学長は、前条各号の休業日を変更または臨時に休業日を定めることができる。

2 特に必要があるときは、休業中でも授業をすることがある。

### 第4章 授業科目および単位数

(授業科目および単位数)

第10条 本学において教授する授業科目および単位数は、別表Iのとおり定める。

## 第5章 履修方法

### (単位の計算方法)

第11条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

### (履修方法)

第12条 卒業に必要な単位数は、経済学部124単位、社会学部124単位、流通情報学部124単位、法学部124単位、スポーツ健康科学部124単位とする。

その内訳は、別表Ⅱのとおりとする。

### (授業科目および担当教員の発表)

第13条 各授業科目の担当者、授業時間割等は、毎学年の始めにこれを公示する。学生は、これによって所定の期日までにその履修すべき授業科目を選定して届け出なければならない。

### (外国の大学等における習得単位等の取扱い)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、次の各号に該当する他の大学等で修得した単位又は学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(1) 外国の大学又はこれに準ずる高等教育機関で学修をすることを目的とする留学を許可した学生が当該外国の大学等において修得した単位

(2) 本学と単位互換協定を結んだ他の大学で単位互換履修生等として授業科目を履修し修得した単位

(3) 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修

(4) 文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室以外の場所で履修した学修

2 学長は、前項の規定により修得したものとみなした単位について、教授会の審議を経て、60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

## 第6章 試験、卒業および学位

### (試験)

第15条 所定の科目を履修した者に対しては、每学期末に試験を行う。ただし、教授会において平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りではない。

2 前項の定期試験の外に教授会で認められた科目については、臨時に試験を行うことができる。

(試験の方法)

第 16 条 試験の方法は、筆記試験、口述試験、および論文考査の 3 種とする。

(成績の評価)

第 17 条 試験の成績は、S・A・B・C・Dの 5 級に分ち、S・A・B・Cを合格としDを不合格とする。

2 試験に合格した者には、その科目の単位を与える。

(卒業)

第 18 条 本学に 4 年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を取得した者は卒業とする。

(学位)

第 19 条 本学を卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

経済学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学科	学士(経営学)
社会学部	社会学科	学士(社会学)
	国際観光学科	学士(社会学)
流通情報学部	流通情報学科	学士(流通情報学)
法学部	ビジネス法学科	学士(法学)
	自治行政学科	学士(法学)
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	学士(スポーツ科学)

**スポーツコミュニケーション学科 学士(スポーツ健康科学)**

(教員免許状の取得資格)

第 20 条 教員免許状を得ようとする者は、第 12 条に規定するもののほか、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

各学部の各学科において取得することができる教育職員免許状の種類および履修要項は、「教職課程に関する規程」に定める。

## 第7章 収容定員

(収容定員)

第21条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次 編入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	<b>220名</b>	—	—	<b>880名</b>
	経営学科	150名	—	—	600名
社会学部	社会学科	<b>130名</b>	—	—	<b>520名</b>
	国際観光学科	120名	—	20名	520名
流通情報学部	流通情報学科	<b>130名</b>	—	—	<b>520名</b>
法学部	ビジネス法学科	100名	—	10名	420名
	自治行政学科	100名	—	10名	420名
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	200名	—	—	800名
	<b>スポーツ コミュニケーション学科</b>	<b>100名</b>	—	—	<b>400名</b>
計		<b>1,250名</b>	—	40名	5,080名

## 第8章 職員の組織および職務

(職員の組織)

第22条 本学に、次の学長その他の教職員を置く。

学長	— (教育職員)
教授	
准教授	
講師	
助教	
助手	
職員	(事務職員、技術職員、労務職員)

(学長その他の教育職員の職務)

第23条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

- 2 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 3 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 4 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- 5 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- 6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第24条 各学部は授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

(職員の職務)

第25条 職員は、学長の命をうけ、それぞれ大学の事務、技術または労務に従事する。

## 第9章 大学協議会、教授会および委員会

(大学協議会)

第26条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規則は別に定める。

(教授会)

第27条 各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部にも所属する専任の教授、准教授、講師および助教をもって構成する。

3 教授会は、学部に係る次の事項を審議し、学長にその意見を述べるものとする。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 学生の入学および卒業の認定に関する事項

(3) 学生の学内試験に関する事項

(4) 学生の学園生活に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 教員の教育研究業績の審査、選考に関する事項

(7) その他学部の教育研究および運営に関する重要事項

4 前項以外の各学部の教授会に関する事項は、各学部規則で定める。

(全学教員会議)

第28条 本学に全学教員会議を置く。

2 全学教員会議の構成員は、本学専任の教授、准教授、講師とする。

3 全学教員会議は、次の場合にこれを開催する。

(1) 本学の運営に関し、学長が全学の教員に対して方針または意見を伝達し、若しくは全学の教員の意見を徴する必要があるとき。

(2) 本学の運営に関して、教員が全学的な立場で意見を陳述する必要があるとき。

4 前項以外の全学教員会議に関する事項は、全学教員会議規程で定める。

(委員会)

第29条 本学に学生委員会および図書館運営委員会その他必要な委員会を置く。

2 前項の各委員会に関する規則は、それぞれ別に定める。

## 第10章 入学、休学、復学、留学、退学、編・転入学、転学部・転学科および再入学

### (入学の時期)

第30条 入学の時期は、第6条に規定する各学年の始めとする。

### (入学の資格)

第31条 本学に入学できる者の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 相当の年齢に達し、本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学志願者手続)

第32条 入学志願者は、所定の入学願書に、卒業証明書または卒業見込証明書、所定の調査書、写真および別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

### (入学の許可)

第33条 入学の許可は、試験その他の選考方法により教授会の審議を経て学長が行う。

### (在学保証書)

第34条 入学許可を得た者は、別に定める入学金、授業料等を添えて保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。

### (保証人)

第35条 保証人は父母か近親とする。ただし、保証人が遠隔の地に在住する者は、別に本学の通知を受けたならば、直ちに出席できる場所の副保証人をおかななければならない。

2 保証人に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。



(休学)

第 36 条 病気その他の理由で引続き 2 ヶ月以上出席することができない場合は、その理由を具し、保証人連署で学長に願い出て休学することができる。ただし、病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第 37 条 休学は、2 年以上にわたることができない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き休学を許可することがある。

- 2 通算休学年数は、修学年限以内とする。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(休学中の授業料)

第 38 条 休学中は、その期間の授業料を半額とすることができる。

(復学)

第 39 条 休学期間が満了し、または休学期間中に復学しようとする者は、理由書(病気を理由とする休学者は、医師の診断書)を添え、願い出なければならない。

(留学)

第 39 条の 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

- 2 前項により留学を許可された者が留学できる期間(以下「留学期間」という。)は、1 年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、さらに 1 年以内に限り、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 留学期間は、第 19 条に定める在学期間を含めることができる。
- 4 前各項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(願い出による退学)

第 40 条 病気等やむを得ない事情により退学する場合は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(学費未納等による退学)

第 41 条 次の各号の一に該当する者は、学長はこれを退学とする。

- (1) 所定の学費の納入期限を過ぎ催告してもなお納入しない者
- (2) 第 5 条ただし書の規定する在学年数を超えた者
- (3) 第 37 条第 2 項の規定する通算休学年数を超えた者

(編・転入学)

第42条 他の大学および短期大学等から本学に編・転入学を願い出た者は、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、編・転入学を許可することができる。

2 他の大学および短期大学等において取得した授業科目および単位数ならびに在学年数の全部または一部を本学において換算することができる。この場合には、2年次編入は30単位、3年次編入は60単位を上限とし、個別に単位を認定する。

3 編・転入学者は、本学に2年以上在学しなければならない。

4 第1項の編・転入学者についての第5条に定める在学年数は、当該編・転入学者について本学最低限度在学しなければならないものとされた年数の2倍を超えてはならない。

(転学部・転学科)

第43条 転学部・転学科は、学部・学科の定員に余裕がある場合、学年の始めに許可することができる。

(再入学)

第44条 第40条および第41条第1項第1号、第3号により退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。この場合には、既修の科目の全部または一部を再び履修させることがある。

(死亡の届け出)

第45条 学生の死亡の届け出があった場合は、学長は学籍簿にその旨記載する。

## 第11章 賞罰

(褒賞)

第46条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、教授会の審議を経て、これを褒賞することができる。

- (1) 成績優秀な者
- (2) 学生自治の向上に尽力した者
- (3) 学生の模範となるような行為のあった者

(懲戒)

第47条 学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者に対し、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第12章 委託学生、聴講生、科目等履修生および外国人留学生

### (委託学生)

第48条 官公庁、外国政府または団体等から6カ月以上を在学期間として、その所属の職員につき、本学に委託を願い出たときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条ないし第32条の規定によらないで、委託学生として入学を許可することがある。

2 委託学生に関する規則は、別に定める。

### (聴講生)

第49条 本学の入学資格を有する者で、本学所定の授業科目中1科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条および第32条の規定によらないで聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、別に定める。

### (科目等履修生)

第50条 本学の入学資格を有する者で、本学所定の授業科目中1科目または数科目の履修を志願する者があるときは、当該学科の教育および研究に妨げのない限り、選考の上、第30条および第32条の規定によらないで、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与する。

2 前項の単位の授与については、第18条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

### (規定の準用)

第51条 委託学生、聴講生および科目等履修生については、本章および前条の規定に定めるほか、この学則中第5条、第12条、第19条、第20条、第22条、第33条ないし第39条、第41条ないし第45条を除き、正規の学生に関する規定を準用する。

### (外国人留学生)

第52条 大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

### (特別聴講留学生の受け入れ)

第53条 本学と協定のある外国の大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、教授会の審議を経て、学長が特別聴講留学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講留学生に関する規程は、別にこれを定める。

## 第13章 学費

(入学検定料)

第54条 本学に入学を志願する者は、第32条に定める手続と同時に別表Ⅲに定める入学検定料を納めなければならない。ただし、委託学生、聴講生および科目等履修生については、別表Ⅲの金額の2分の1とする。

(学費)

第55条 入学金、授業料、施設拡充費およびその他の学費ならびに納入期日は、別表Ⅳおよび別表Ⅴのとおりとする。

(学費の返還)

第56条 中途退学者には、既納の学費は返還しない。

## 第14章 大学院

(大学院)

第57条 本学に大学院を置く。

2 大学院に置く研究科の名称及び課程は、次のとおりとする。

経済学研究科 経済学専攻 博士課程

社会学研究科 社会学専攻 博士課程

物流情報学研究科 物流情報学専攻 博士課程

法学研究科 リーガルガバナンス専攻 修士課程

スポーツ健康科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程

3 大学院に関する規則は、別に定める。

## 第15章 専攻科

(専攻科)

第58条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科名は、次のとおりとする。

経済学専攻科 経済学専攻

経営学専攻

3 専攻科に関する事項は、流通経済大学経済学専攻科学則を以ってこれを定める。

## 第16章 留学生別科

(留学生別科)

第59条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に置く課程は、次のとおりとする。

留学生別科 日本語研修課程

3 留学生別科に関する事項は、流通経済大学留学生別科学則をもってこれを定める。

## 第17章 図書館および附属施設

(図書館)

第60条 本学に図書館を設け、図書その他の文献および研究資料を収集管理し、教職員および学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

(附属研究所)

第61条 本学に次の研究所を置く。

(1) 物流科学研究所

2 前項の研究所に関する規則は、別に定める。

(附属教育施設)

第62条 本学に次の教育施設を置く。

(1) 国際言語教育センター

(2) 体育指導センター

2 前項の各教育施設に関する規則は、別に定める。

## 第18章 部局

(部局)

第63条 本学に次の部局を置く。

(1) 総務部

(2) 経理部

(3) 教務部

(4) 学生部

(5) 教育学習支援センター

(6) 国際交流センター

(7) 就職支援センター

(8) 入試センター

(9) 総合情報センター

(10) スポーツ健康センター

(11) 新松戸キャンパス総合事務センター

2 各部局に関する規則は、別に定める。

## 第19章 公開講座

(公開講座)

第64条 土曜、日曜または休暇等の適当な時期を選び、経済、輸送その他人文学、社会科学、時事問題等に関する公開講座を開くことがある。

## 第20章 厚生および保健施設

(保健室)

第65条 本学に保健室を置き、主として学生の保健衛生を管理する。

(運動場)

第66条 本学の運動場は、本学の学生、教職員に限り使用することができる。ただし、休業日には一般に開放することがある。

附 則

1～57 (略)

**58. この改正は、平成29年4月1日から施行する。**

別表 I

1. 経済学部経済学科、経営学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 経済学科 (略)
  - (2) 経営学科 (略)
2. 社会学部社会学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 社会学科 (略)
3. 社会学部国際観光学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 国際観光学科 (略)
4. 流通情報学部流通情報学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 流通情報学科 (略)
5. 法学部ビジネス法学科、自治行政学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) ビジネス法学科 (略)
  - (2) 自治行政学科 (略)
6. スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科において開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
  - (1) スポーツ健康科学科 (略)

(2) スポーツコミュニケーション学科

スポーツコミュニケーション学科 学年別教育課程表

③

		1学年		2学年		3学年		4学年		概要	
		授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数		
必修科目	学部必修科目	1年演習(ゼミ)	4	2年演習(ゼミ)	4	3年演習(ゼミ)	4	4年演習(ゼミ)	4	必修科目30単位を履修しなければならない。	
		情報基礎 I	2						2単位		
		スポーツ健康科学概論	2	海浜実習	2						4単位
	学科必修科目	スポーツコミュニケーション概論	各2	グローバルスポーツ演習	2	プレビジネスプログラム I	2				8単位
	スポーツコミュニケーション実習(アドベンチャープログラム)	各2									
	外国語(注1)	Comprehensive English初級 I・II	各1	English Communication初級 I・II	各1					英語6単位(外国人留学生は日本語6単位)を履修しなければならない。	
		Introduction to TOEIC I・II	各1								
		(外)日本語A I・A II	各1	(外)日本語C I・C II	各1						
		(外)日本語B I・B II	各1								
キャリア科目	キャリア形成	RKU入門	1	RKU実践	1					6単位以上	
		キャリアデザイン		キャリアマネジメント	各2						
				キャリアカウンセリング							2
				海外研修							2
		(特)キャリア特講(基礎)	2	(特)キャリア特講(発展)	2	(特)キャリア特講(職業)	2				
		(特)グローバルコミュニケーション(基礎)	1	(特)グローバルコミュニケーション(発展)	1						
	社会・企業研究	災害ボランティア I・II									各1
				日本通運寄付講座		野村證券寄付講座		全国通運連盟寄付講座			各2
				ダイレクトマーケティング実践講座							各2
		インターンシップ(海外)		インターンシップ基礎		インターンシップ					各2
進路支援	キャリア基礎(数理)		キャリア基礎(言語)	各1							
	キャリア発展(数理)		キャリア発展(言語)	各1							
					職業選択論				2		
教養基礎科目	言葉や思想に関する領域	哲学 I・II		教育学 I・II		心理学 I・II				16単位以上	
		宗教学 I・II		言語論 I・II		現代文章論 I・II	各2				
		イスラム学 I・II		(外)日本語表現法							
	社会学 I・II		経済学 I・II		法学 I・II						
社会や健康に関する領域	人文地理学 I・II		日本文化論 I・II		外国文化論(アジア) I・II	各2					
	外国文化論(西欧) I・II		現代女性論 I・II		社会倫理学 I・II						
自然や環境に関する領域	数学 I・II		地球科学 I・II		生態学 I・II						
	自然地理学 I・II		生命科学 I・II								
歴史や文学に関する領域	文学(日本文学) I・II		歴史学入門(日本史) I・II		歴史学入門(東洋史) I・II						
	歴史学入門(西洋史) I・II		民俗学 I・II		考古学 I・II	各2					
	美術史 I・II										
学科基礎科目	コミュニケーション領域	コミュニケーション論	各2	省察的学習論	各2					6単位以上	
		身体表現論		フォローアップ論							
		実践コミュニケーション英語(Task-Based English)	2	スポーツ関連英語(English in Action)	2	英語資格支援講座(Lifelong English)	2			2単位以上	
学部基礎科目	I	スポーツ心理学	各2	スポーツ救急理論・実習 I	各2	スポーツ史	各2		各2	20単位以上	
		スポーツ社会学		スポーツ哲学		スポーツ人類学					
		スポーツ政策論		安全教育(学校安全を含む)							
	スポーツ教育学										
	II			スポーツ医学		スポーツバイオメカニクス					
				精神保健学		衛生・公衆衛生学(運動衛生学を含む)					
				学校保健学		機能解剖学 I	各2				
				健康教育学		スポーツ栄養学 I					
				スポーツ生理学							
	III	スポーツ運動学	各2	体力トレーニング論	各2	発育発達老化の理論・実習	各2		各2		
		スポーツ技術・戦術論		メンタルトレーニング論		アダプテッド・スポーツ論					
スポーツ実技科目	I	体づくり運動		器械運動						2単位以上	
		陸上競技		水泳・水中運動							
	II	バスケットボール		サッカー						2単位以上	
		ラグビー		アメリカンフットボール							
III	野球・ソフトボール		バレーボール						2単位以上		
	テニス		バドミントン								
IV	柔道		剣道						1単位以上		
	ダンス		新体操								

左記開講科目の中から88単位以上を履修しなければならない。(注2)



選択科目	学際的領域	社会調査法	2	社会心理学 障害者福祉論 国際社会学 開発社会学	グローバル化と文化 対人関係論 地域社会学	各2			
		経営学総論Ⅰ・Ⅱ	各2	事業創造論Ⅰ・Ⅱ 人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ	マーケティング論Ⅰ・Ⅱ 起業家育成講座Ⅰ・Ⅱ	各2			
		情報学概論Ⅰ・Ⅱ	各2	通信・ネットワーク概論	情報応用システム論	各2			
				憲法Ⅰ・Ⅱ		各2			
	マネジメント領域	スポーツマネジメント概論	2	スポーツマネジメント演習 スポーツと地域開発 スポーツと国際協力	スポーツマネジメント実習	各2	2	プレビジネスプログラムⅡ	2
	情報・メディア領域	スポーツ情報・メディア概論	2	ジャーナリズム論・演習 スポーツ情報戦略・分析論	スポーツ・ジャーナリズム実習 スポーツ・インテリジェンス実習	各2	各2		
	コーチング領域	コーチング概論	2	コーチング演習 専門コーチング演習Ⅰ (子どもスポーツ) 専門コーチング演習Ⅱ (ボールゲーム) 専門コーチング演習Ⅲ (武道) 専門コーチング演習Ⅳ (表現系スポーツ)	コーチング実習		2		
	資格基礎科目	教育原理 教師論 教育社会学概論 教育心理学 エアロビック運動の理論	各2	教育相談 生徒指導論 保健体育科教育法Ⅰ 教育課程論 特別活動論 健康管理学 健康づくりと運動プログラム	教育方法学 保健体育科教育法Ⅱ		各2		
	外国語選択科目	選択初級ドイツ語Ⅰ・Ⅱ 選択初級スペイン語Ⅰ・Ⅱ		選択初級フランス語Ⅰ・Ⅱ 選択初級朝鮮(韓国)語Ⅰ・Ⅱ	選択初級中国語Ⅰ・Ⅱ 選択初級ポルトガル語・ブラジル語Ⅰ・Ⅱ				各1
				Comprehensive English中級Ⅰ・Ⅱ 資格英語Ⅰ・Ⅱ	English WritingⅠ・Ⅱ English ReadingⅠ・Ⅱ English Communication 中級Ⅰ・Ⅱ	メディア英語Ⅰ・Ⅱ (外)ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ			各1 各1
卒業に必要な単位								124単位以上	

自由科目	資格発展科目	教育史	2	道徳教育論 体育授業理論実習Ⅰ 学校教育現場実習	2 2	介護入門 教育実習(事前指導) 1 1	2 1	教職実践演習 1 1	2 3 1
		トレーニング指導者 健康運動指導士 健康 運動実践指導者	1 2	スポーツ外傷・障害と予防 ジョギング・ウォーキング	2 2	スポーツ救急理論・実習Ⅱ 健康産業施設等現場実習	2 1		
	測定評価理論・実習	2							
	トレーニンング実習 コンディショニング理論・実習Ⅰ(基礎) エアロビックダンス	1 2 1							

合計	必修単位	16単位	10単位	6単位	4単位	36単位
	必修+選択必修単位					88単位
	卒業認定単位					124単位

- (外) は外国人留学生の科目を示す。  
 (特) 印の科目は特別奨学生の指定科目でそれ以外の学生は受講できません。  
 (注1) 1学年、2学年を通じて同じ外国語を履修しなければならない。日本語を母語としない外国人留学生は、1学年で(外)日本語AⅠ・AⅡ、(外)日本語BⅠ・BⅡ、2学年で(外)日本語CⅠ・CⅡを履修しなければならない。  
 (注2) この欄の左列の単位数を合計すると、6単位以上+16単位以上+6単位以上+2単位以上+20単位以上+2単位以上+2単位以上+2単位以上+1単位以上=57単位以上となり、88単位以上にならない。不足分の31単位は、この欄の授業科目から自由に選択して履修すること。

別表Ⅱ

1. 経済学部の卒業に必要な単位数の内訳は、次のとおりとする。

(略)

2. 社会学部の卒業に必要な単位数の内訳は、次のとおりとする。

(略)

3. 流通情報学部の卒業に必要な単位数の内訳は、次のとおりとする。

(略)

4. 法学部の卒業に必要な単位数の内訳は、次のとおりとする。

(略)

5. スポーツ健康科学部の卒業に必要な単位数の内訳は、次のとおりとする。

スポーツ健康科学科 (略)

スポーツコミュニケーション学科

スポーツコミュニケーション学科		
授業科目	修得すべき単位数	
学部必修科目	30 単位以上	88 単位以上
学科必修科目		
外国語科目	6 単位以上	
キャリア科目	6 単位以上	
教養基礎科目	16 単位以上	
学科基礎科目	8 単位以上	
学部基礎科目	20 単位以上	
スポーツ実技科目	7 単位以上	
専門発展科目		
資格基礎科目		
外国語選択科目		
合 計	124 単位以上	
自由科目(資格発展科目)	(卒業単位には含まれません。)	

別表Ⅲ

種別	金額
入学検定料	35,000円

別表Ⅳ (学部入学生学費)

種別	年額	入学年度	2年度以降	納入期日
入学金		303,400円		指定された入学手続期間
授業料	年額	773,000円 前期 386,500円 後期 386,500円	前年度の金額にそれぞれ 人事院勧告(前年度) による改訂率(ベア+ 定昇率)を乗じた額を 加算した金額	(前期)新入生は指定された入 学手続期間、在學生は4月20 日まで。 (後期)新入學生、在學生とも 10月20日まで。
施設拡充費 <small>経済学部、社会学部、流通情 報学部、法学部</small>	年額	175,300円		新入生は指定された入学手続 期間、在學生は4月20日ま で。
施設拡充費 <small>スポーツ健康科学部</small>	年額	280,400円		
課外活動振興費	年額	19,500円		

※コンピュータ実習料として経済学部・社会学部・法学部は6,000円、流通情報学部は20,000円を加算、  
スポーツ健康科学部は実習料として50,000円加算

別表Ⅴ (委託学生、聴講生および科目等履修生学費)

区分	委託学生	聴講生
登録料	16,000円	16,000円
聴講料	1単位につき 5,000円	1単位につき 5,000円

区分	科目等履修生
登録料	30,000円
授業料	1単位につき 15,200円

(総則)

第 1 条 スポーツ健康科学部(以下「学部」という。)に関する事項で、流通経済大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほかは、この規則の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 学部に次の学科を置く。

スポーツ健康科学科

スポーツコミュニケーション学科

(教授会)

第 3 条 学則第 27 条に基づき、学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授、講師および助教をもって構成する。
- 3 教授会の招集は、学部長が必要と認めたとき、または教授会構成員の 3 分の 1 以上が審議事項を指定して申し出たとき、学部長が行う。
- 4 教授会は、学則第 27 条第 3 項の各号の事項を審議する。
- 5 教授会は、教授会構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、海外出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引続き 3 ケ月以上欠勤中の者は、教授会構成員の数から除くものとする。
- 6 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第 4 項第 6 号に関する議事は、出席者の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。
- 7 教授会は、必要に応じ教授会構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 8 教授会の議決事項は、これを記録して保管する。
- 9 その他教授会の運営に必要な事項は、教授会が別に定める。

(学部運営委員会)

第 4 条 学部を円滑に運営するため、学部に学部運営委員会を置く。

- 2 学部運営委員会は、学部長および学部教授会を構成する専任教員のなかから選出された学部運営委員 2 名をもって構成する。
- 3 学部運営委員は学部長を補佐する。
- 4 学部運営委員の任期は 2 年とし、その始期は 4 月 1 日とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残存期間とする。
- 5 学部運営委員は、毎年半数ずつ改選し、前任者を引き続き再選することは認めない。
- 6 学部長が必要と認めたときは、学部運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(人事委員会)

第5条 学部に人事委員会を置く。

- 2 人事委員会は、学部長の諮問に応じ、本学の専任の教授、准教授、講師、助教（以下「教員」という。）および非常勤講師の教育研究業績の審査、選考を行い、学部長にその案を答申する。
- 3 人事委員会は、教授会を構成する専任の教員のなかから選出された4名の人事委員をもって構成する。
- 4 前項の委員の任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残存期間とする。
- 5 前項の委員は、毎年半数ずつ改選し、再選を認めない。
- 6 人事委員会に正副委員長をおき、それぞれ委員の互選のよって選出する。
- 7 委員長は人事委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 人事委員会は、人事委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(入試委員会)

第6条 学部に入試委員会を置く。

- 2 入試委員会は、学部の入学者の選考に係る事項について協議し、次の業務を行う。
  - (1) 出題、採点、監督等の担当者の原案作成に関すること
  - (2) 入試問題の調整、校正、管理等に関すること
  - (3) 入学者決定の判定資料ならびに合格判定原案の作成に関すること
  - (4) その他入学者選考に関すること
- 3 入試委員会は、学部長ならびに学部運営委員1名および学部教授会を構成する専任教員のなかから選出された2名をもって構成する。
- 4 入試委員会の委員長は学部長とする。
- 5 入試委員の任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残存期間とする。
- 6 前項の委員は、毎年半数ずつ改選する。
- 7 学部長が必要と認めたときは、入試委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

1. この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この規則(改定)は、平成27年4月1日から施行する。
- 3. この規則(改定)は、平成29年4月1日から施行する。**